

第59回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

1. 連結計算書類
 - 連結貸借対照表
 - 連結損益計算書
 - 連結株主資本等変動計算書
 - 連結注記表
 - 連結計算書類に係る会計監査報告書
2. 計算書類
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
 - 計算書類に係る会計監査報告書
 - 監査等委員の監査報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

田中商事株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tanakashoji.co.jp>) に掲載し、株主の皆様に提供しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,270,863	流動負債	10,615,969
現金及び預金	2,114,371	支払手形及び買掛金	5,229,243
受取手形及び売掛金	8,426,281	短期借入金	4,350,000
電子記録債権	731,735	未払法人税等	272,886
商品及び製品	1,801,660	賞与引当金	222,469
仕掛品	71	その他	541,370
原材料及び貯蔵品	33,456	固定負債	1,816,216
その他	175,088	退職給付に係る負債	1,666,213
貸倒引当金	△11,801	役員退職慰労引当金	82,500
固定資産	11,126,982	その他	67,502
有形固定資産	10,192,176	負債合計	12,432,185
建物及び構築物	2,795,176	(純資産の部)	
土地	7,218,788	株主資本	12,030,703
その他	178,211	資本金	1,073,200
無形固定資産	34,552	資本剰余金	951,153
投資その他の資産	900,253	利益剰余金	10,020,313
繰延税金資産	648,449	自己株式	△13,962
その他	358,510	その他の包括利益累計額	△65,044
貸倒引当金	△106,706	その他有価証券評価差額金	23,685
資産合計	24,397,845	退職給付に係る調整累計額	△88,729
		純資産合計	11,965,659
		負債・純資産合計	24,397,845

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,430,227
売 上 原 価		27,425,500
売 上 総 利 益		5,004,726
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,778,936
営 業 利 益		1,225,790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,652	
そ の 他	7,124	22,777
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,835	11,835
経 常 利 益		1,236,732
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	74,725	74,725
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,354	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,355	9,710
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,301,747
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	467,932	
法 人 税 等 調 整 額	△27,766	440,166
当 期 純 利 益		861,581
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		861,581

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,073,200	951,153	9,361,312	△13,962	11,371,703
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△202,580		△202,580
親会社株主に帰属する 当期純利益			861,581		861,581
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					—
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	659,000	—	659,000
当期末残高	1,073,200	951,153	10,020,313	△13,962	12,030,703

	その他の包括利益累計額			純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	29,043	13,732	42,776	11,414,479
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△202,580
親会社株主に帰属する 当期純利益				861,581
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△5,358	△102,462	△107,820	△107,820
連結会計年度中の 変動額合計	△5,358	△102,462	△107,820	551,180
当期末残高	23,685	△88,729	△65,044	11,965,659

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数	1社
ロ. 主要な連結子会社の名称	株式会社木村電気工業

② 非連結子会社の状況

イ. 主要な非連結子会社の名称	八汐電気株式会社
ロ. 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

イ. 非連結子会社の名称	八汐電気株式会社
ロ. 持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券	
・ 時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・ 時価のないもの	移動平均法による原価法

- ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品、製品、仕掛品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 当社及び連結子会社は定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く）
- 定額法によっております。
- ハ. リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式にて処理しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

4,651,590千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	8,832千株	一千株	一千株	8,832千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2019年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 114,502千円
- ・1株当たり配当額 13円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月24日

ロ. 2019年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 88,078千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2019年9月30日
- ・効力発生日 2019年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 158,541千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 18円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月29日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、主に電設資材の卸売りをを行うため、運転資金及び設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。また、資金調達については資本コスト等を考慮し、原則銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規程に従い、営業債権について、管理部門における営業管理室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,114,371千円	2,114,371千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	8,426,281	8,426,281	－
(3) 電子記録債権	731,735	731,735	－
(4) 投資有価証券	54,112	54,112	－
資産計	11,326,500	11,326,500	－
(1) 支払手形及び買掛金	5,229,243	5,229,243	－
(2) 短期借入金	4,350,000	4,350,000	－
(3) 未払法人税等	272,886	272,886	－
負債計	9,852,129	9,852,129	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,358円52銭

(2) 1株当たり当期純利益 97円82銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

田中商事株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅山英夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村仁志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田中商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田中商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,080,525	流動負債	10,481,544
現金及び預金	2,042,558	支払手形	1,028,550
受取手形	2,735,033	買掛金	4,180,713
電子記録債権	731,735	短期借入金	4,300,000
売掛金	5,611,982	リース債務	27,511
商品	1,783,886	未払金	118,354
貯蔵品	12,212	未払費用	132,834
前払費用	9,791	未払法人税等	272,333
その他	165,126	未払消費税等	124,478
貸倒引当金	△11,801	預り金	28,918
固定資産	11,152,324	賞与引当金	222,225
有形固定資産	10,068,332	その他の	45,625
建物	2,723,425	固定負債	1,686,954
構築物	52,183	リース債務	40,158
機械及び装置	5,366	退職給付引当金	1,537,967
車両運搬具	101,562	役員退職慰労引当金	82,500
工具、器具及び備品	20,354	その他の	26,328
土地	7,118,888	負債合計	12,168,498
リース資産	46,552	(純資産の部)	
無形固定資産	33,387	株主資本	12,040,666
投資その他の資産	1,050,604	資本金	1,073,200
投資有価証券	54,112	資本剰余金	951,153
関係会社株式	285,866	資本準備金	951,153
長期貸付金	3,234	利益剰余金	10,030,275
破産・更生債権等	117,477	利益準備金	125,000
繰延税金資産	607,161	その他利益剰余金	9,905,275
差入保証金・敷金	11,927	固定資産圧縮積立金	62,085
その他	77,529	別途積立金	8,748,000
貸倒引当金	△106,706	繰越利益剰余金	1,095,190
資産合計	24,232,850	自己株式	△13,962
		評価・換算差額等	23,685
		その他有価証券評価差額金	23,685
		純資産合計	12,064,351
		負債・純資産合計	24,232,850

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,211,244
売 上 原 価		27,286,561
売 上 総 利 益		4,924,682
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,669,702
営 業 利 益		1,254,979
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,652	
そ の 他	6,835	22,487
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,649	11,649
経 常 利 益		1,265,817
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	74,720	74,720
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,354	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,355	9,710
税 引 前 当 期 純 利 益		1,330,827
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	467,380	
法 人 税 等 調 整 額	△26,932	440,447
当 期 純 利 益		890,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	別 積 立 金	途 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	53,314	8,048,000	1,116,161	9,342,476	
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立					8,770		△8,770	-	
別途積立金の積立						700,000	△700,000	-	
剰余金の配当							△202,580	△202,580	
当期純利益							890,379	890,379	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	8,770	700,000	△20,971	687,799	
当 期 末 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	62,085	8,748,000	1,095,190	10,030,275	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△13,962	11,352,866	29,043	29,043	11,381,910
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		-			-
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		△202,580			△202,580
当期純利益		890,379			890,379
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△5,358	△5,358	△5,358
事業年度中の変動額合計	-	687,799	△5,358	△5,358	682,440
当 期 末 残 高	△13,962	12,040,666	23,685	23,685	12,064,351

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・商品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から処理しております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

4,379,157千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権

29,847千円

短期金銭債務

1,897

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	133,946千円
仕入高	26,914

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	24,143株	一株	一株	24,143株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

退職給付引当金	470,925千円
役員退職慰労引当金	25,261
貸倒引当金	36,287
賞与引当金	68,045
未払事業税	15,828
その他	131,657
繰延税金資産小計	748,005
評価性引当額	△102,989
繰延税金資産合計	645,015
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	10,453
固定資産圧縮積立金	27,400
繰延税金負債合計	37,853
繰延税金資産の純額	607,161

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,369円73銭
(2) 1株当たり当期純利益	101円09銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月3日

田中商事株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅山英夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村仁志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17（2005）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月4日

田中商事株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 早川益男 ⑩

監査等委員 福田大助 ⑩

監査等委員 川本典行 ⑩

(注) 監査等委員福田大助及び川本典行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上